



様式第5号 (第12条関係)

許可第2624号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
氏 名 株式会社 北海道エコシス
代表取締役 鍛冶 彰男 様

令和8年2月27日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物 (家庭系ごみ) 一般廃棄物 (事業系ごみ)
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地の4 株式会社 北海道エコシス
許 可 期 間		令和8年 4月 1日から (2026年) 令和10年 3月31日まで (2028年)
一般廃棄物の収集を行うことのできる区域		大樹町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	広尾郡広尾町字紋別760番地3 南十勝環境衛生センター
	そ の 他	関係法令を遵守すること

令和8年3月2日

大樹町長 黒 川

